

令和3年度維持管理状況に関する情報（一般廃棄物最終処分場）

施設の名所	長泉町一般廃棄物最終処分場	
施設の種類	一般廃棄物最終処分場	
施設の場所	静岡県駿東郡長泉町東野374-12	
施設の概要	埋立面積 (㎡)	10,394
	埋立容量 (㎡)	42,008
残余埋立容量 (㎡)		21,496.45
令和3年度末時点		

[illegible]

令和3年度長泉一般廃棄物最終処分場【地下水等検査項目】

上段：採水年月日、下段：測定結果が得られた日

検査項目	試料採取場所	4月21日	5月26日	6月26日	7月31日	8月28日	9月26日	10月30日	11月18日	12月16日	1月18日	2月14日	3月15日	備考
		5月6日	6月11日	7月2日	8月10日	9月7日	10月1日	11月10日	11月30日	12月27日	1月27日	2月22日	3月24日	
pH	上流井戸	8.7	8.4	8	7.2	7.1	7.1	7.2	7.6	7.5	8.3	8.3	8.3	一カ月毎に更新
	下流井戸	7.3	7.5	7.1	7	6.8	6.8	6.9	7	7	8	7.1	7.1	同上
電気伝導率	上流井戸	24.0	24.0	86.0	51.0	52.0	53.0	54.0	78.0	65	41	46	49	同上
(mS/m)	下流井戸	31.0	33.0	34.0	38.0	51.0	45.0	39.0	37.0	36	34	33	32	同上
塩化物イオン濃	上流井戸	13.0	13.0	55.0	17.0	21.0	25.0	36.0	47.0	38	23	27	32	同上
度 (m g ・ L)	下流井戸	26.0	28.0	32.0	36.0	79.0	63.0	50.0	44.0	40	37	35	29	同上

令和3年度長泉一般廃棄物最終処分場【放流水等検査項目】

上段：採水年月日、下段：測定結果が得られた日

	基準値	4月19日	5月26日	6月15日	7月20日	8月28日	9月13日	10月11日	11月2日	12月5日	1月10日	2月6日	3月3日	備考
		5月7日	6月11日	6月23日	8月7日	9月7日	9月24日	10月20日	11月17日	12月16日	1月19日	2月16日	3月16日	
水素イオン濃度（pH）	5.8以上8.6以下	7.7	8	7.6	7.7	7.7	7.7	7.8	7.7	7.9	7.5	7.5	7.6	一カ月毎に更新
浮遊物質（SS）mg・L	1リットルにつき10ミリグラム以下	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1	<1	<1	<1	同上
生物化学的酸素要求量(BOD)mg	1リットルにつき20ミリグラム以下	1.7	1.5	<0.5	0.6	0.6	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	同上
化学的酸素要求量(COD)mg/L	1リットルにつき90ミリグラム以下	13.0	12.0	11.0	10.0	9.7	10.0	8.9	7.6	6.9	6.1	6.7	7.6	同上
全窒素(T-N)mg/L	1リットルにつき120ミリグラム以下	12.0	8.5	7.2	9.2	8.7	9.2	8.5	6.2	4.8	4.2	5.4	6.6	同上

令和3年度長泉一般廃棄物最終処分場 地下水質基準 分析結果 （年1回項目）

検査項目	単位	上流井戸 分析結果	下流井戸 分析結果	基準値
アルキル水銀	m g / l	<0.0005	<0.0005	検出されないこと。
総水銀	m g / l	<0.0005	<0.0005	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下
カドミウム	m g / l	<0.0003	<0.0003	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
鉛	m g / l	<0.005	<0.005	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
六価クロム	m g / l	<0.02	<0.02	1リットルにつき0.05ミリグラム以下
砒素	m g / l	<0.005	<0.005	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
全シアン	m g / l	<0.1	<0.1	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル（P C B）	m g / l	<0.0005	<0.0005	検出されないこと。
トリクロロエチレン	m g / l	<0.001	<0.001	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	m g / l	<0.0005	<0.0005	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
ジクロロメタン	m g / l	<0.002	<0.002	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
四塩化炭素	m g / l	<0.0002	<0.0002	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
1・2－ジクロロエタン	m g / l	<0.0004	<0.0004	1リットルにつき0.004ミリグラム以下
1・1－ジクロロエチレン	m g / l	<0.002	<0.002	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
1・2－ジクロロエチレン	m g / l	<0.004	<0.004	1リットルにつきシス－1・2－ジクロロエチレン及び トランス－1・2－ジクロロエチレンの合計量0.04ミリグラム以下
1・1・1－トリクロロエタン	m g / l	<0.0005	<0.0005	1リットルにつき1ミリグラム以下
1・1・2－トリクロロエタン	m g / l	<0.0006	<0.0006	1リットルにつき0.006ミリグラム以下
1・3－ジクロロプロペン	m g / l	<0.0002	<0.0002	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
チウラム	m g / l	<0.0006	<0.0006	1リットルにつき0.006ミリグラム以下
シマジン	m g / l	<0.0003	<0.0003	1リットルにつき0.003ミリグラム以下
チオベンカルブ	m g / l	<0.002	<0.002	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
ベンゼン	m g / l	<0.001	<0.001	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
セレン	m g / l	<0.002	<0.002	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
1・4－ジオキサン	m g / l	<0.005	<0.005	1リットルにつき0.05ミリグラム以下
クロロエチレン	m g / l	<0.0002	<0.0002	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
亜硝酸化合物及び硝酸化合物	m g / l	<0.2	6.50mg/L	1リットルにつき10.00ミリグラム以下
ふっ素及びその化合物	m g / l	0.14mg/L	<0.08	1リットルにつき0.80ミリグラム以下
ほう素及びその化合物	m g / l	<0.1	<0.1	1リットルにつき1.00ミリグラム以下
ダイオキシン類	p g / l	0.00089pg-TEQ/	0.00019pg-TEQ/	1リットルにつき1.00ピコグラム以下
備考				
「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、 その結果が該当検査方法の定量限界を下回る。				

令和3年度長泉一般廃棄物最終処分場 放流水排水基準 分析結果 (年1回項目)

検査項目	単位		基準値
アルキル水銀化合物	m g / l	<0.0005	検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	m g / l	<0.0005	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下
	m g / l	<0.003	1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム以下
鉛及びその化合物	m g / l	<0.01	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下
有機燐化合物	m g / l	<0.1	1リットルにつき1ミリグラム以下
六価クロム化合物	m g / l	<0.04	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下
砒素及びその化合物	m g / l	<0.01	1リットルにつき砒素0.1ミリグラム以下
シアン化合物	m g / l	<0.1	1リットルにつきシアン1ミリグラム以下
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	m g / l	<0.0005	1リットルにつき0.003ミリグラム以下
トリクロロエチレン	m g / l	<0.01	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	m g / l	<0.005	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
ジクロロメタン	m g / l	<0.02	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
四塩化炭素	m g / l	<0.002	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
1・2－ジクロロエタン	m g / l	<0.004	1リットルにつき0.04ミリグラム以下
1・1－ジクロロエチレン	m g / l	<0.02	1リットルにつき1ミリグラム以下
シス－1・2－ジクロロエチレ	m g / l	<0.04	1リットルにつき0.4ミリグラム以下
1・1・1－トリクロロエタン	m g / l	<0.005	1リットルにつき3ミリグラム以下
1・1・2－トリクロロエタン	m g / l	<0.006	1リットルにつき0.06ミリグラム以下
1・3－ジクロロプロペン	m g / l	<0.002	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
チウラム	m g / l	<0.006	1リットルにつき0.06ミリグラム以下
シマジン	m g / l	<0.003	1リットルにつき0.03ミリグラム以下
チオベンカルブ	m g / l	<0.02	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
ベンゼン	m g / l	<0.01	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
セレン及びその化合物	m g / l	<0.01	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下
1・4－ジオキサン	m g / l	<0.05	1リットルにつき0.5ミリグラム以下
ダイオキシン類	p g / l	1.00pg-TEQ/L	1リットルにつき10ピコグラム以下
ほう素及びその化合物	m g / l	0.50mg/L	1リットルにつき10ミリグラム以下
ふっ素及びその化合物	m g / l	0.20mg/L	1リットルにつき8ミリグラム以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg / l	7.40mg/L	1リットルにつき100ミリグラム以下
水素イオン濃度（水素指数）	m g / l	7.7	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量	m g / l	7.1	1リットルにつき60ミリグラム以下
化学的酸素要求量	m g / l	9.1	1リットルにつき90ミリグラム以下
浮遊物質質量	m g / l	<1	1リットルにつき60ミリグラム以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	m g / l	<0.5	1リットルにつき5ミリグラム以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有)	m g / l	<0.5	1リットルにつき30ミリグラム以下
フェノール類含有量	m g / l	<0.05	1リットルにつき5ミリグラム以下
銅含有量	m g / l	<0.1	1リットルにつき3ミリグラム以下
亜鉛含有量	m g / l	<0.1	1リットルにつき2ミリグラム以下
溶解性鉄含有量	m g / l	<0.1	1リットルにつき10ミリグラム以下
溶解性マンガン含有量	m g / l	<0.1	1リットルにつき10ミリグラム以下
クロム含有量	m g / l	<0.04	1リットルにつき2ミリグラム以下
大腸菌群数	m g / l	0.00個/cm3	1立方センチメートルにつき日間平均3,000個以下
窒素含有量	m g / l	8.50mg/L	1リットルにつき120（日間平均60）ミリグラム以下
燐含有量	m g / l	<0.06	1リットルにつき16（日間平均8）ミリグラム以下
備考			
1「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。			
2「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状況について定めたものである。			
3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。			
4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。			
5 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。			